

とちぎ 学び 輝き プラン

栃木県生涯学習推進計画

(六期計画)
2021～2025



令和3(2021)年3月
栃 木 県



1 計画策定の趣旨

我が国は、グローバル化や情報化、少子高齢化など社会の急激な変化に伴い、多文化共生社会の形成や「Society 5.0」の実現に向けた未来技術の活用など、多様化・複雑化する諸課題への対応が求められています。このような社会経済情勢の変化に柔軟に対応し、健康で生きがいのある生活を送るためには、生涯にわたって学び続け、時代の変化に応じた知識や技術等を獲得していく生涯学習を推進していくことが必要です。

このため、本県の生涯学習に関する施策を総合的かつ計画的に推進する「栃木県生涯学習推進計画」を策定するものです。

2 生涯学習推進計画の性格・期間

(1) 性格

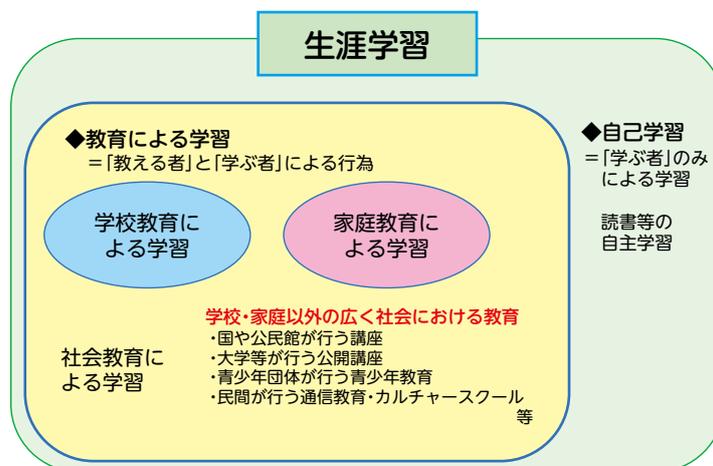
本計画は、栃木県重点戦略「とちぎ未来創造プラン」に掲げる将来像の実現に向け、生涯学習関連施策を明らかにし、本県の生涯学習を推進するための基本指針とするもので、「栃木県教育振興基本計画2025」をはじめとする各種計画との調和を図っています。

(2) 期間

本計画は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間を計画期間とします。

3 生涯学習とは

生涯学習は、生活の向上、職業上の能力の向上や自己の充実を目指し、一人一人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするもので、必要に応じ、可能な限り自己に適した手段や方法を自ら選びながら、生涯を通じて行う学習です。



4 基本目標

「学び、つながり、活躍できる人づくり」

今後予想される社会の変化を見据え、一人一人の個性と多様性が尊重され、家庭で、地域で、職場で、それぞれの能力を発揮し、生きがいを感じることができる社会の実現に向け、ますます生涯学習の重要性が高まっています。

そこで、今後の本県の生涯学習を推進していくに当たり、目指す県民像を「主体的に学び、多様な人々と協働しながら、地域や社会で生き生きと行動する県民」とし、その実現に向けた基本目標を「学び、つながり、活躍できる人づくり」としました。

5 生涯学習推進における3つの基本施策と基盤づくり

本計画では、目指す県民像の実現に向けた基本目標の達成に向け、「自立」「協働」「創造」の3つの方向性から、3つの基本施策とそれを支える生涯学習の基盤づくりを施策の体系として、生涯学習を推進していきます。

「とちぎの生涯学習」の3つの方向性

自立	協働	創造
県民一人一人の個性や能力を伸ばし、自立して人生を切り拓いていく生涯学習の推進	多様な主体の連携・協働を促す生涯学習の推進	県民一人一人のふるさとへの愛着を育み、地域の持続的発展を図る生涯学習の推進

施策の体系



■生涯学習推進の基盤づくり

<p>■施策1 県民の学びを支える環境づくり</p> <p>①全庁的な生涯学習の推進 ②市町や関係団体との連携強化</p>	<p>■施策2 新たなライフスタイルに対応した生涯学習の環境づくり</p> <p>①多様なライフスタイルに対応した情報提供や相談体制の充実 ②ICTを活用した生涯学習機会の提供</p>	<p>■施策3 生涯学習を推進するコーディネート機能の充実</p> <p>①行政機関や学校におけるコーディネート機能の充実 ②地域におけるコーディネーターや指導者の養成</p>	<p>■施策4 生涯学習関連施設の機能充実</p> <p>①生涯学習関連施設の機能充実 ②新青少年教育施設の整備等</p>
--	---	---	--

■ 推進指標

指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)	所管課
基本施策1 生涯にわたる学びの機会の充実			
施策1-1 ライフステージに応じた多様な学習機会の提供			
家庭教育支援者養成数	44人	200人 (累計)	生涯学習課
「とちぎ県民カレッジ」年間受講者数	74,229人	420,000人 (累計)	生涯学習課
施策1-2 人権が尊重される共生社会の実現に向けた多様な学習機会の充実			
人権教育指導者(一般研修)参加者数	1,933人	9,500人 (累計)	生涯学習課
施策1-3 子どもや若者が未来を切り拓く力を育む学習の推進			
1か月に1冊も本(まんが・雑誌を除く。)を読まない児童生徒の割合〔不読率〕	小:7.4% 中:16.1% 高:49.9%	小:5%以下 中:14%以下 高:40%以下	生涯学習課
地域と連携協働した学習を実施している県立高校の数	37校	68校 (全県立高校)	高校教育課
基本施策2 学びを高めるつながりづくり			
施策2-1 多様な主体との連携・協働の推進			
県と企業・NPO法人・ボランティア団体等との協働取組数	2,503件	4,433件	県民文化課
施策2-2 学校と地域の連携・協働の推進			
小・中・義務教育学校における地域学校協働本部カバー率(※) (※地域学校協働本部を設置している学校の割合。一つの本部が複数の学校を包含している場合がある。)	65% (R2)	80%	生涯学習課
基本施策3 学びを生かした地域づくり			
施策3-1 ふれあいや交流を通じた地域づくりの促進			
「ふれあい学習ネットワーク」への参加者数	879人	4,500人 (累計)	生涯学習課
施策3-2 学びの成果を生かす取組の推進			
「親学習プログラム」を活用した講座のうち、指導者養成研修の修了者がファシリテーターを務めた講座の割合	83.6%	毎年80% を超える	生涯学習課
生涯学習推進の基盤づくり			
施策1 県民の学びを支える環境づくり			
教育事務所等が実施した出前講座数	264講座	1,000講座 (累計)	生涯学習課
施策2 新たなライフスタイルに対応した生涯学習の環境づくり			
市町におけるICTを活用して実施した講座数	11講座	165講座 (累計)	生涯学習課
施策3 生涯学習を推進するコーディネート機能の充実			
「地域学校協働活動推進員」養成研修の修了者数	23人 (R2見込み数)	125人 (累計)	生涯学習課
施策4 生涯学習関連施設の機能充実			
青少年教育施設利用者数 (芳賀青年の家、太平少年自然の家、とちぎ海浜自然の家、なす高原自然の家、みかも山新青少年教育施設(仮称))	123,503人	674,000人 (累計)	生涯学習課

※「目標値」欄の(累計)は、令和3(2021)年度から5年間の計画期間における累計



とちぎ学び輝きプラン

栃木県生涯学習推進計画

(六期計画)
2021~2025



令和3(2021)年3月
栃 木 県



県民の皆様へ



私たちが暮らす社会は、グローバル化や情報化、少子高齢化などにより、急速に変化しており、予測が困難な時代となっています。

また、人生100年時代の到来が予測される中、個人の人生に対する考え方の変容やライフスタイルの多様化が進み、人口減少と相まって、地域社会が抱える課題は、一層多様化、複雑化することが予想されています。

こうした社会の変化に柔軟に対応し、健康で生きがいのある生活を送っていくためには、私たち県民一人一人

が生涯にわたって学び、知識や技術等を獲得していく生涯学習を推進することが必要です。

県では、平成4（1992）年度から生涯学習推進計画に基づき、様々な取組を進めて参りましたが、このたび、栃木県生涯学習推進計画（六期計画）を策定いたしました。

この計画では、これまでの取り組みを継承しつつ、基本目標を「学び、つながり、活躍できる人づくり」とし、3つの基本施策とそれを支える生涯学習推進の基盤づくりに取り組んでいくこととしています。

そして、新たに、共生社会の実現に向けた「障害者の生涯学習の推進」、より多くの地域住民等が子どもの成長を支える「学校と地域の連携・協働の推進」、新たなライフスタイルに対応する「ICTを活用した生涯学習機会の提供」等について施策に掲げ、取組を進めることとしました。

今後とも、県民の皆様をはじめ、市町、関係機関・団体等の様々な主体と相互に連携・協働し、「オールとちぎ」で本県の生涯学習を推進して参りたいと考えておりますので、引き続き、御理解と御協力をお願いします。

結びに、この計画の策定に当たり、貴重な御意見、御提言等をいただきました「栃木県生涯学習審議会」の委員の皆様をはじめ、関係団体や県民の皆様方に、心から御礼を申し上げます。

令和3（2021）年3月

栃木県生涯学習推進本部長

栃木県知事 福田富一

目次

はじめに	1
1 計画策定の趣旨	1
2 生涯学習推進計画の性格・期間・構成	1
第1部 生涯学習推進に当たっての基本的な考え方	2
1 生涯学習とは	2
2 生涯学習をめぐる状況	3
3 基本目標	11
4 「とちぎの生涯学習」の3つの方向性	11
第2部 生涯学習推進における3つの基本施策の推進と基盤づくり	13
■ 基本施策1 生涯にわたる学びの機会の充実	13
> 施策1-1 ライフステージに応じた多様な学習機会の提供	13
> 施策1-2 人権が尊重される共生社会の実現に向けた多様な学習機会の充実	16
> 施策1-3 子どもや若者が未来を切り拓く力を育む学習の推進	18

■ 基本施策2 学びを高めるつながりづくり	20
> 施策2-1 多様な主体との連携・協働の推進	20
> 施策2-2 学校と地域の連携・協働の推進	22
■ 基本施策3 学びを生かした地域づくり	24
> 施策3-1 ふれあいや交流を通じた地域づくりの促進	24
> 施策3-2 学びの成果を生かす取組の推進	26
■ 生涯学習推進の基盤づくり	27
> 施策1 県民の学びを支える環境づくり	27
> 施策2 新たなライフスタイルに対応した生涯学習の環境づくり	29
> 施策3 生涯学習を推進するコーディネート機能の充実	30
> 施策4 生涯学習関連施設の機能充実	32
■ 推進指標	33
■ 参考資料	

栃木県生涯学習推進計画（六期計画）概念図

目指す県民像

主体的に学び、多様な人々と協働しながら、地域や社会で生き生きと行動する県民



基本目標

学び、つながり、活躍できる人づくり

「とちぎの生涯学習」の3つの方向性

自立

県民一人一人の個性や能力を伸ばし、自立して人生を切り拓いていく生涯学習の推進

協働

多様な主体の連携・協働を促す生涯学習の推進

創造

県民一人一人のふるさとへの愛着を育み、地域の持続的発展を図る生涯学習の推進

施策の体系

基本施策1

生涯にわたる
学びの機会の充実

施策1-1

ライフステージに応じた多様な
学習機会の提供

施策1-2

人権が尊重される共生社会の実現
に向けた多様な学習機会の充実

施策1-3

子どもや若者が未来を切り拓く力
を育む学習の推進

学びの循環



基本施策2

学びを高める
つながりづくり

施策2-1

多様な主体との連携・協働の推進

施策2-2

学校と地域の連携・協働の推進

基本施策3

学びを生かした
地域づくり

施策3-1

ふれあいや交流を通じた
地域づくりの促進

施策3-2

学びの成果を生かす取組の推進

生涯学習推進の基盤づくり

■施策1

県民の学びを支える
環境づくり

■施策2

新たなライフスタイルに対応
した生涯学習の環境づくり

■施策3

生涯学習を推進する
コーディネート機能の充実

■施策4

生涯学習関連施設の
機能充実

はじめに

1 計画策定の趣旨

我が国は、グローバル化や情報化、少子高齢化など社会の急激な変化に伴い、多文化共生社会^{※1}の形成や「Society 5.0^{※2}」の実現に向けた未来技術の活用など、多様化・複雑化する諸課題への対応が求められています。このような社会経済情勢の変化に柔軟に対応し、健康で生きがいのある生活を送るためには、生涯にわたって学び続け、時代の変化に応じた知識や技術等を獲得していく生涯学習を推進していくことが必要です。

このため、本県の生涯学習に関する施策を総合的かつ計画的に推進する「栃木県生涯学習推進計画」を策定するものです。

2 生涯学習推進計画の性格・期間・構成

(1) 性格

本計画は、栃木県重点戦略「とちぎ未来創造プラン」に掲げる将来像の実現に向け、生涯学習関連施策を明らかにし、本県の生涯学習を推進するための基本指針とするもので、「栃木県教育振興基本計画2025」をはじめとする各種計画との調和を図っています。

(2) 期間

本計画は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間を計画期間とします。

(3) 構成

本計画は、第1部「生涯学習推進に当たっての基本的な考え方」、第2部「生涯学習推進における3つの基本施策の推進と基盤づくり」で構成しています。

※1 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

※2 サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く、新たな社会を指す。

第1部 生涯学習推進に当たっての基本的な考え方

1 生涯学習とは

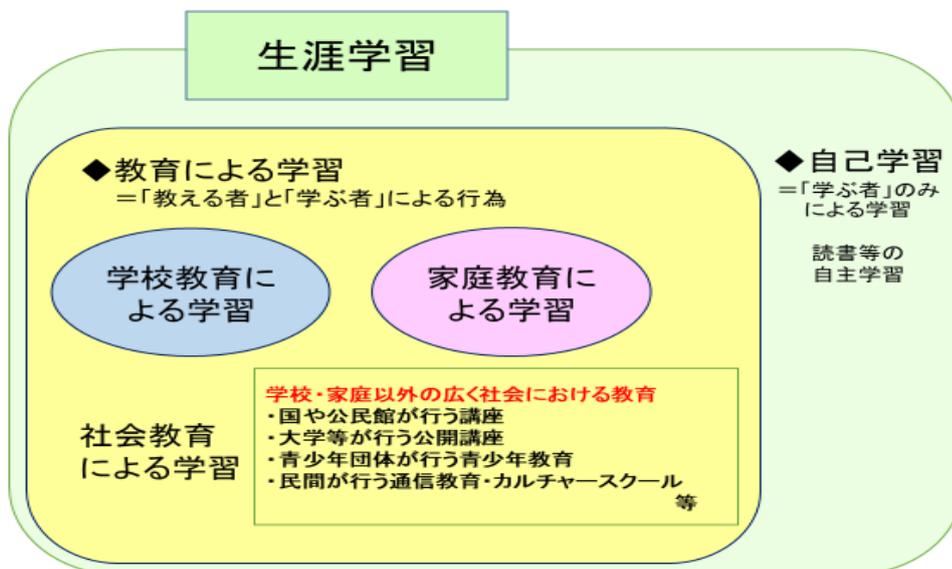
生涯学習は、生活の向上、職業上の能力の向上や自己の充実を目指し、一人一人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするもので、必要に応じ、可能な限り自己に適した手段や方法を自ら選びながら、生涯を通じて行う学習です。

生涯学習には、学校や社会の中で意図的、組織的な学習活動として行われるものだけでなく、人々のスポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動や社会貢献活動等の中で行われる、あらゆる学習活動が含まれます。

また、教育基本法第3条においては、生涯学習の理念として「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と規定されています。

生涯学習社会の実現を目指すためには、第一に、人々が自ら学習しようとする意欲を高め、自ら学んでいくことができる力を育成していく必要があります。第二に、社会の様々な教育的機能を相互の関連性を考慮しつつ総合的に整備し、学習の機会や学習の成果を生かす場の更なる充実を図る必要があります。

生涯学習の概念は次のように表すことができますが、生涯学習社会の実現に向けては、学校教育、社会教育、家庭教育の3つが、連携しながら取り組んでいくことが重要です。



2 生涯学習をめぐる状況

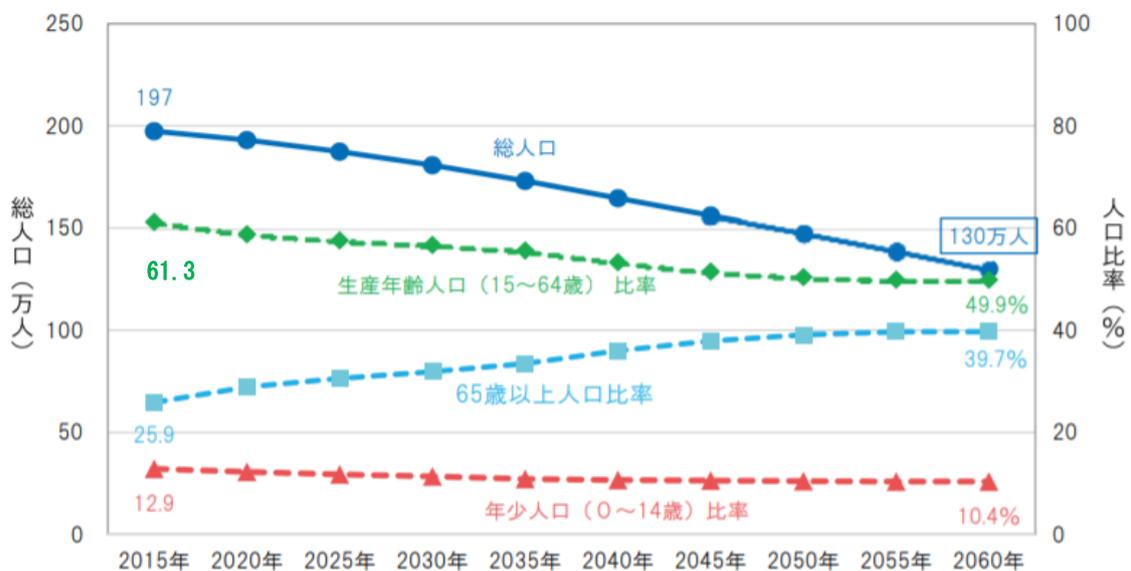
(1) 今後予想される社会の状況

① 人口減少と少子高齢化の進行

本県の総人口は、2005年12月の約202万人をピークに緩やかな減少傾向が続いており、2019年10月に県が推計した本県の総人口の将来推計においては、今後も人口減少が進行し、2060年には、約130万人程度にまで減少すると予測されています。

また、総人口に対する生産年齢人口（15～64歳）比率及び年少人口（0～14歳）比率は、緩やかに減少していくことが予測されている一方、65歳以上の人口比率は、2060年には約4割に増加すると予測されています。【図1】

図1 栃木県の総人口の将来推計（趨勢ケース）



資料：栃木県総合政策部推計（2019年10月）

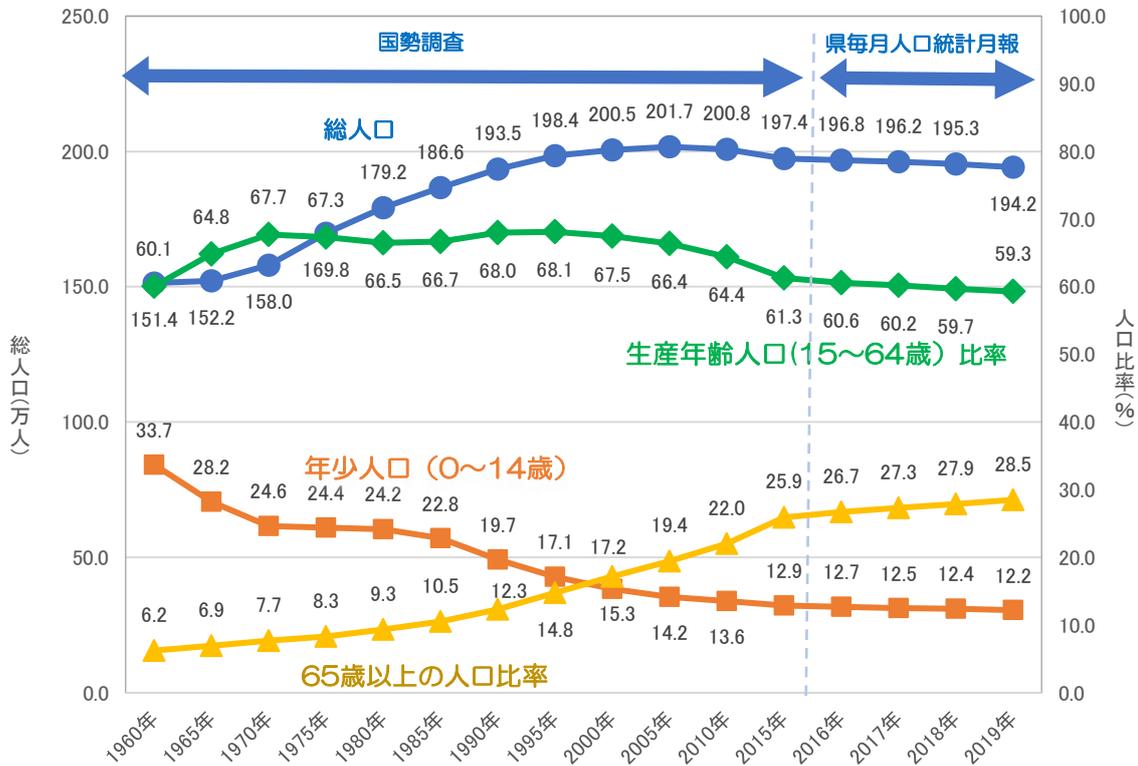
② 超高齢社会の到来

我が国では、2019年には65歳以上の人口比率が、WHO（世界保健機構）の「超高齢社会」の基準（21%）を大きく上回る28.4%となっており、超高齢社会が到来しています。今後も平均寿命は延び続け、2060年には男性が84.19年、女性が90.93年となり、女性の平均寿命が90年を超えることが見込まれています。

本県においても、2019年の65歳以上の人口比率は、28.5%となっており、高

齢化の水準は国とほぼ同程度となっています。【図2】

図2 栃木県の総人口の推移及び人口比率



資料：総務省「国勢調査」、栃木県「栃木県毎月人口統計月報」

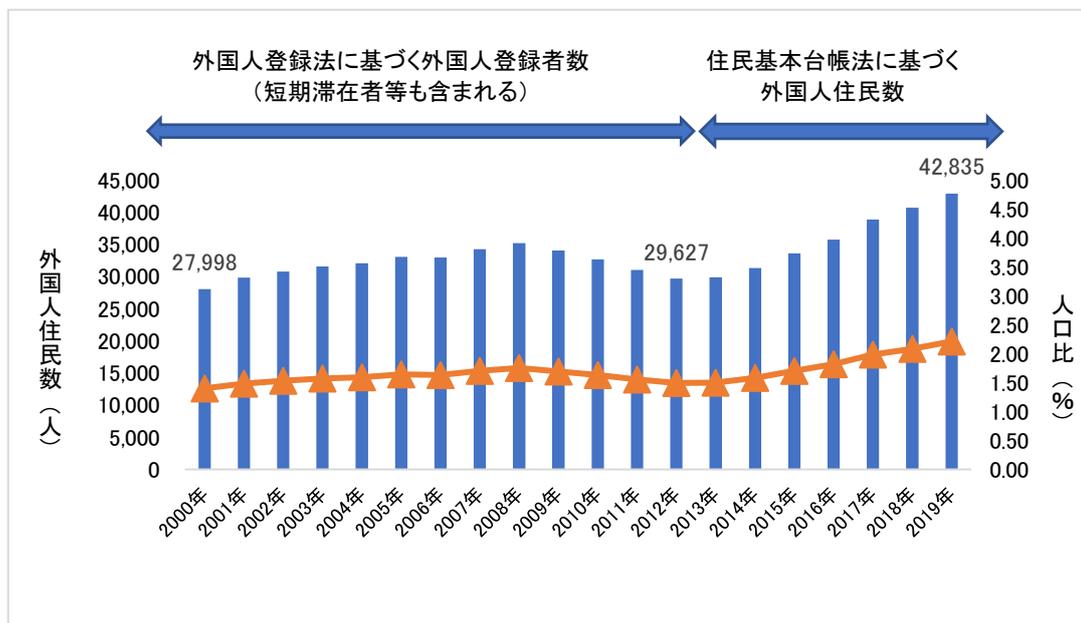
③ グローバル化の進展

現代社会は、情報通信技術の進展、交通手段の発達や市場の国際的な開放などにより、社会的・経済的に国や地域を超えて世界規模でその結びつきが深まり、グローバル化が進展しています。

また、少子高齢化による人材不足の解消策の一つとして、平成31(2019)年4月に出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律が施行され、外国人労働者の受入れが拡大されるなど、今後も、国内で暮らす外国人が増加し、地域の一員として活動する機会も増えていくと考えられます。

本県においても、外国人住民数は年々増加しており、令和元(2019)年度には、およそ4万3千人が県内に居住し、人口に占める割合も年々増加しています。【図3】

図3 本県における外国人登録者数／外国人住民数の推移（2019.12.31現在）



資料：栃木県外国人住民数現況調査

④ 急速な技術革新

近年のAI^{※3}、IoT^{※4}等の急速な進展は、産業や生活等の質を飛躍的に向上させるだけでなく、人口減少や少子高齢化が進行する中で直面する様々な社会的課題を解決するものとして期待されており、我が国では、経済発展と課題解決を両立し、人々に豊かさをもたらす「Society5.0」の実現を目指しています。

これらのAI、IoT等の未来技術は、地理的、時間的制約を克服することを可能とし、県民に、いつでも、どこにいても、それぞれのライフスタイルに応じた多様な学びの機会を提供することが期待されています。

また、新型コロナウイルス感染症を契機とした「新しい生活様式^{※5}」に対応しながら生涯学習を推進するため、これまでの対面式の講座提供に加え、ICT^{※6}を活用したオンライン講座の実施等、新たな手法の導入が進んでいます。

※3 Artificial Intelligence(人工知能)の略。

※4 Internet of Things(「様々な物がインターネットでつながること」「インターネットにつながる様々な物」)の略。

※5 長期間にわたって新型コロナウイルス感染拡大を防ぐために、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策を、これまで以上に日常生活に定着させ、持続させなければならない生活様式。

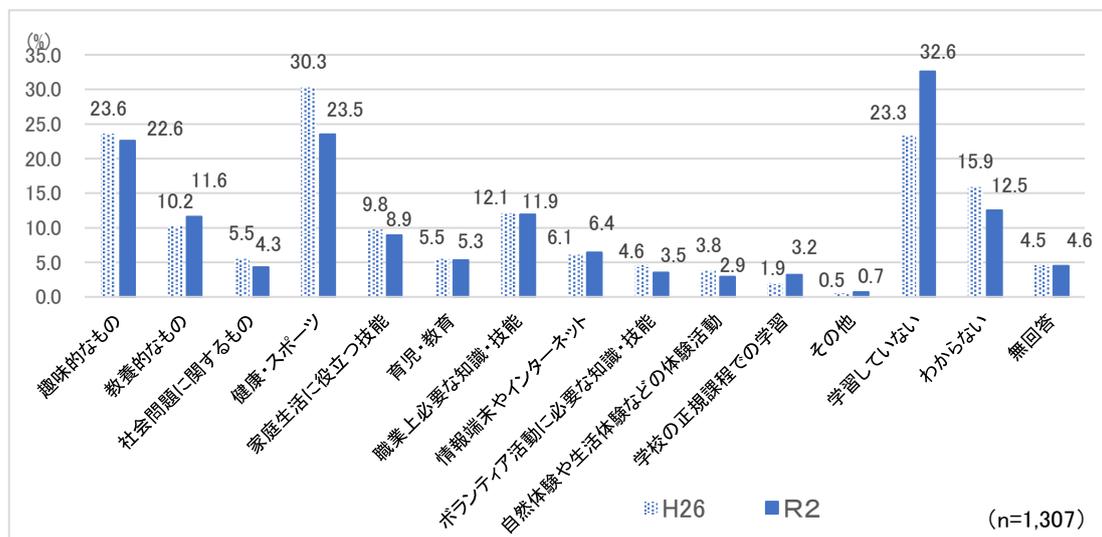
※6 Information and Communication Technology(情報通信技術)の略。

(2) 本県における生涯学習取組の状況等（県民アンケートから）

① 県民の生涯学習取組状況について

令和2(2020)年度に実施した県政世論調査によると、「この1年くらいの間に生涯学習をしたことがある」と答えた県民は52.8%であり、県民が取り組んだ生涯学習の種類（複数回答可）は、「健康・スポーツ」、「趣味的なもの」、「職業上必要な知識・技能」、「教養的なもの」の順となっています。これは、平成26(2014)年度に実施した前回調査の結果とほぼ同様の傾向ですが、今回は、「学習していない」と回答した県民の割合が9.3ポイント増加しています。【図4】

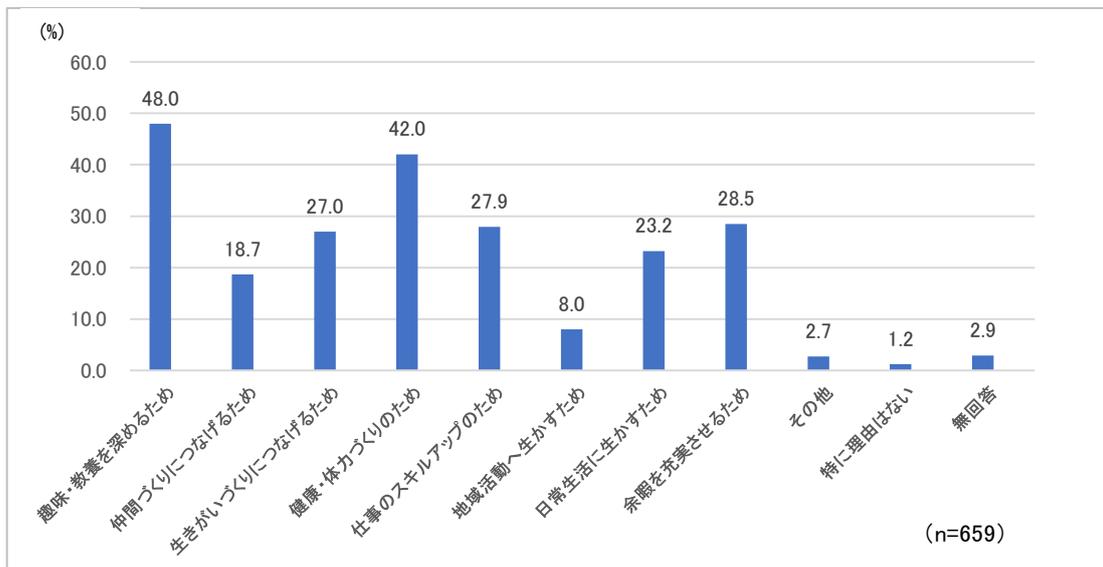
図4 令和元(2019)年度に県民が行った生涯学習の種類



資料：栃木県 県政世論調査（令和2(2020)年度）

また、生涯学習に取り組んだ理由（複数回答可）については、「趣味・教養を深めるため」と答えた県民が48.0%と最も多く、続いて「健康・体力づくりのため」が42.0%、「余暇を充実させるため」が28.5%、「仕事のスキルアップのため」が27.9%と続いています。【図5】

図5 令和元(2019)年度に県民が生涯学習に取り組んだ主な理由



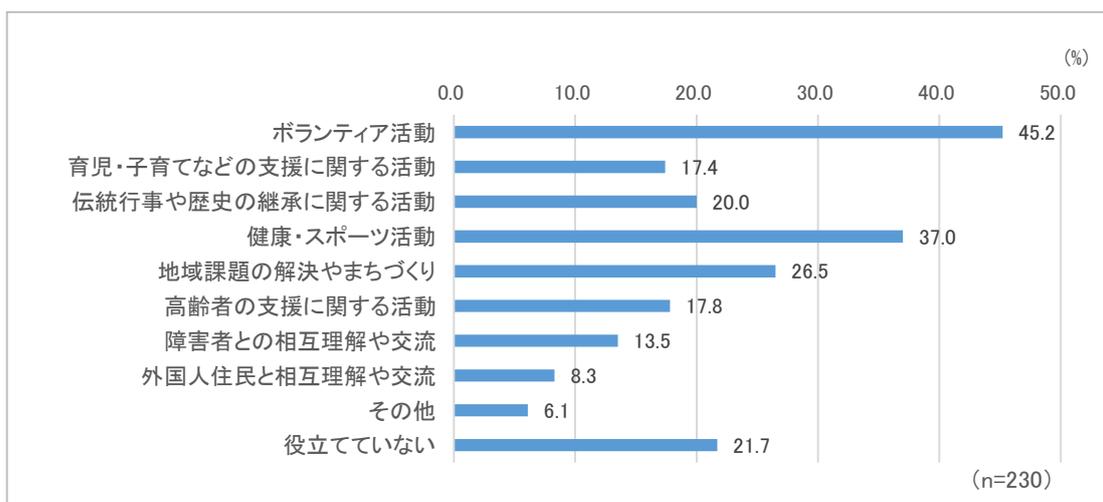
資料：栃木県 県政世論調査（令和2(2020)年度）

② 地域活動への参加について

令和2(2020)年度「とちぎネットアンケート」(以下「ネットアンケート」という。)によると、学びの成果を役立てている活動等(複数回答可)として、「ボランティア活動」と回答した県民の割合は45.2%と最も高く、「健康・スポーツ活動」が37.0%、「地域課題の解決やまちづくり」26.5%の順となっています。

一方、「役立てていない」と回答した県民は21.7%となっており、およそ8割が何らかの活動において学びの成果を役立てているという結果となりました。【図6】

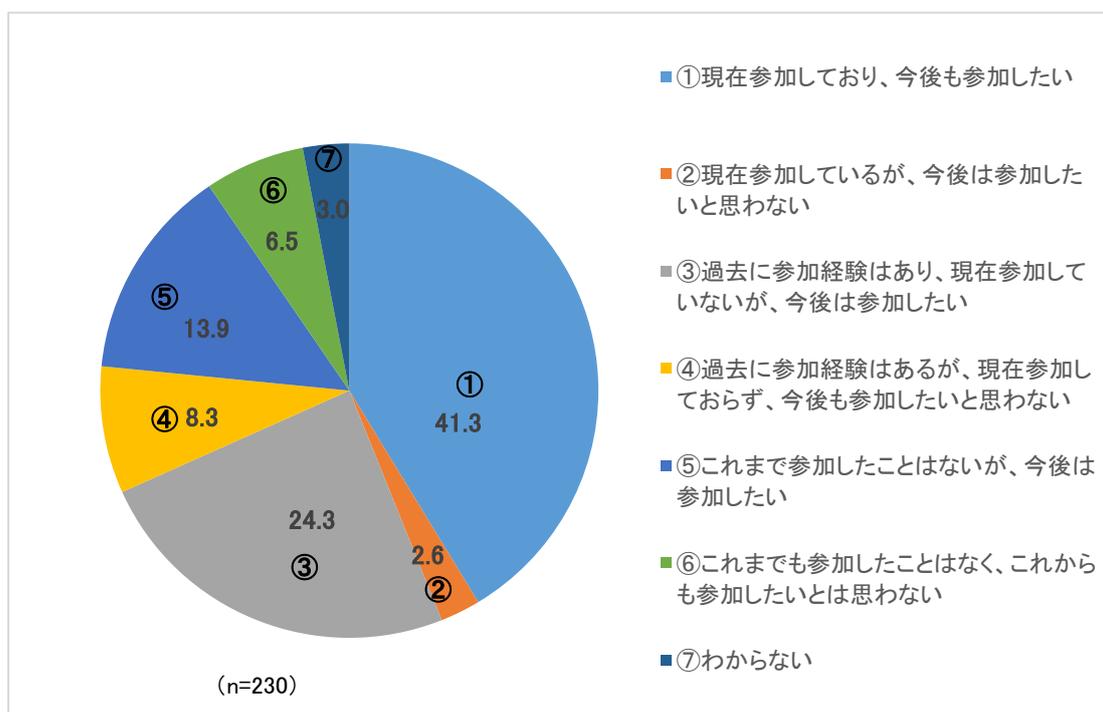
図6 学びの成果を役立てている活動等



資料：令和2(2020)年度 第2回とちぎネットアンケート

また、地域における活動への参加状況については、「今後も参加したい」又は「今後は参加したい」と回答した県民の割合（図7：①、③及び⑤の合計）は、79.5%に達しています。【図7】

図7 地域活動への参加状況（%）

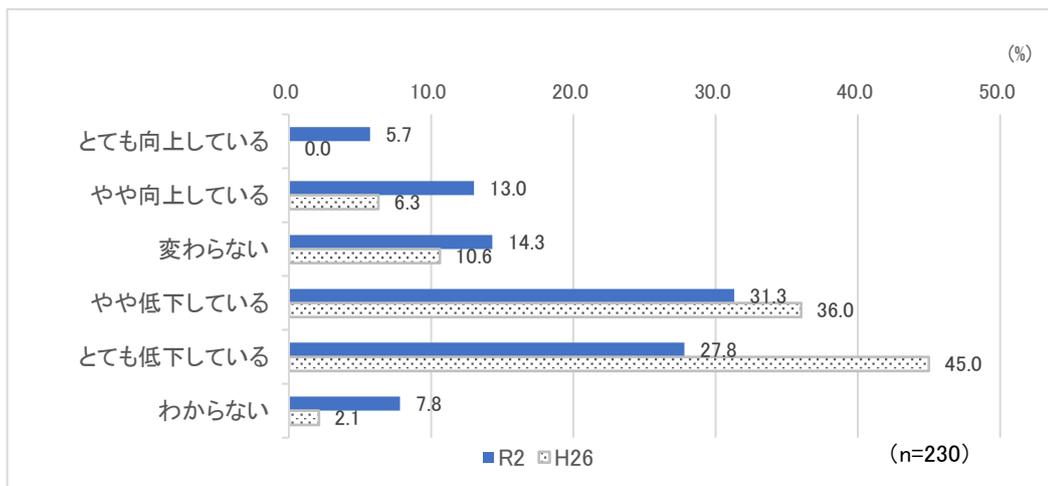


資料：令和2(2020)年度 第2回とちぎネットアンケート

③ 家庭の教育力について

ネットアンケートによると、本県の家庭の教育力に対する認識については、「とても向上している」又は「やや向上している」と回答した県民の割合は合わせて18.7%で、前回調査との比較では12.4ポイント増加しており、一方で、「やや低下している」又は「とても低下している」と回答した県民は合わせて59.1%と約6割に達していますが、前回調査との比較では、21.9ポイント減少しています。【図8】

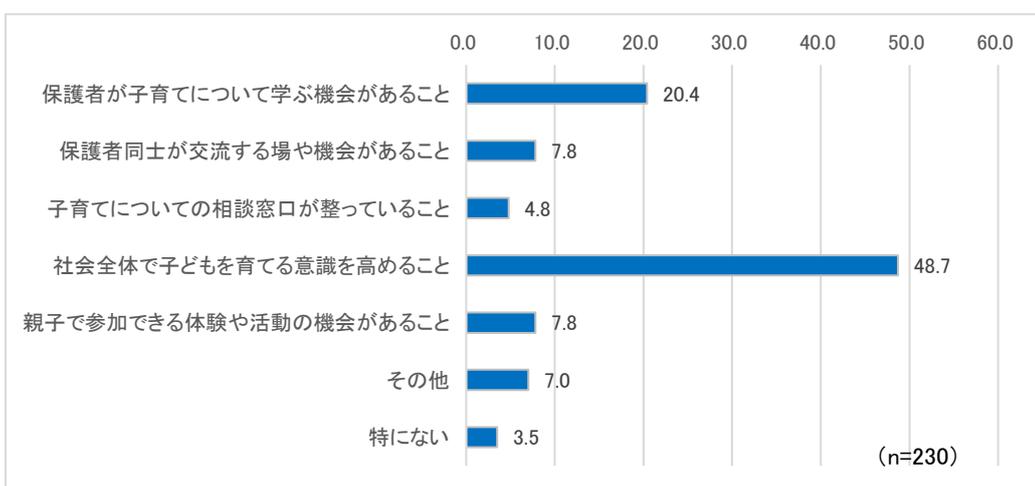
図8 家庭の教育力の変化



資料：令和2(2020)年度 第2回とちぎネットアンケート

また、家庭の教育力向上に必要な取組（複数回答可）については、最も多くの48.7%の県民が、「社会全体で子どもを育てる意識を高めること」と回答しました。【図9】

図9 家庭の教育力向上に必要な取組

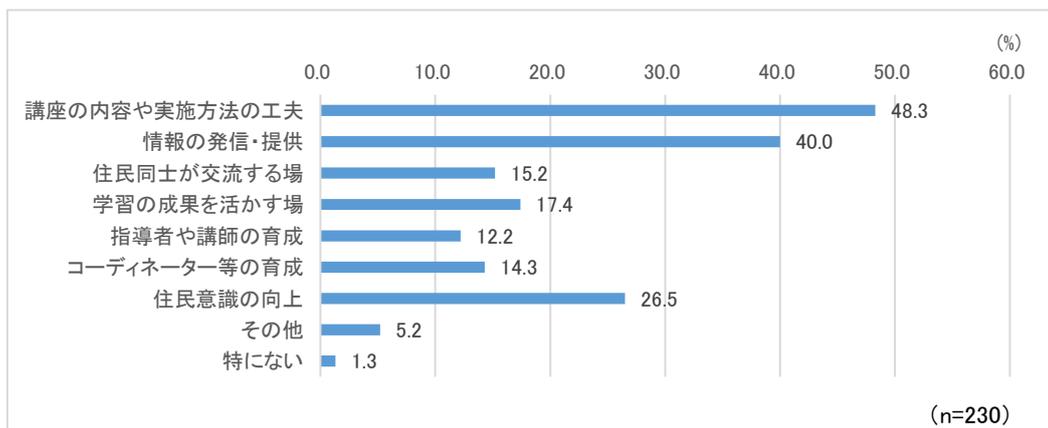


資料：令和2(2020)年度 第2回とちぎネットアンケート

④ 生涯学習を推進するための取組

ネットアンケートによると、今後の生涯学習の推進のために必要と考える取組等（複数回答可）では、「講座の内容や実施方法の工夫」と回答した県民の割合が48.3%と最も高く、続いて「情報の発信・提供」が40.0%、「住民意識の向上」が26.5%となっています。【図10】

図10 本県の生涯学習推進のために必要と考える取組等



資料：令和2(2020)年度 第2回とちぎネットアンケート

3 基本目標

「学び、つながり、活躍できる人づくり」

今後予想される社会の変化を見据え、一人一人の個性と多様性が尊重され、家庭で、地域で、職場で、それぞれの能力を発揮し、生きがいを感じることができる社会の実現に向け、ますます生涯学習の重要性が高まっています。

そこで、今後の本県の生涯学習を推進していくに当たり、目指す県民像を「主体的に学び、多様な人々と協働しながら、地域や社会で生き生きと行動する県民」とし、その実現に向けた基本目標を「学び、つながり、活躍できる人づくり」としました。

4 「とちぎの生涯学習」の3つの方向性

本計画では、目指す県民像の実現に向けた基本目標の達成のため、次の3つの方向性から生涯学習を推進していきます。

(1) 自己を高める

- 県民一人一人の個性や能力を伸ばし、自立して人生を切り拓いていく生涯学習の推進
予測困難なこれからの時代に柔軟に対応していくためには、県民一人一人が社会の原動力として、それぞれの個性や能力を伸ばしていくことが必要であり、主体的に学び、自分の将来を肯定的にとらえ、自立して人生を切り拓いていくことが求められています。
そのためには、全ての人々が、年齢や性別、国籍、障害の有無等にとらわれず、多様性を認め合い、それぞれのライフスタイルに合わせながら学習できる環境の整備と機会の充実を図ることが必要です。

さらに、子どもや若者の生きる力を育むために、自身の将来像や社会とのつながりを

実感できる学習機会の提供が求められています。

(2) 多様な主体がつながり、参画する

➤ 多様な主体の連携・協働を促す生涯学習の推進

グローバル化や情報化、少子高齢化など社会の急激な変化は、社会構造や雇用環境に大きな影響を及ぼすことから、今後はマルチステージの人生設計が必要と考えられており、自由な時間を活用した学習活動や地域活動等が、ますます重要となります。

そのため、高等教育機関、NPO、民間企業等の多様な主体が提供する学習活動への参加を促す取組を進めるとともに、学びを生かし、様々な主体と共に活動する場の創出が必要です。また、複雑化・多様化する様々な課題解決に取り組むためにも、多様な主体とのネットワークの形成等、つながりづくりを促進する取組が求められます。

(3) 活力ある地域を創る

➤ 県民一人一人のふるさとへの愛着を育み、地域の持続的発展を図る生涯学習の推進

都市化や過疎化の進行、家族形態の変容等による個人の価値観やライフスタイルの多様化を背景として、地域社会のつながりや支え合いの希薄化、コミュニティの弱体化が進んでいるとの指摘があります。

これまで退職したシニア世代が中心となって、経験や知識等を生かし、地域の担い手として活躍してきましたが、「人生100年時代」を迎えようとしている今、働き方の多様化等により、地域づくりに関わるシニア世代の人々が減少するなど担い手不足も懸念されます。担い手を育成、確保するためには、仕事をしている段階から、地域とつながりを持ち、地域づくりへの参加を促す取組が必要です。

また、地域の持続的な発展を図るためには、地域住民が自ら地域の課題解決に向けた学習などを通し、地域への愛着を育み、地域づくりに主体的に取り組むことが求められています。

第2部 生涯学習推進における3つの基本施策の推進と基盤づくり

基本施策1 生涯にわたる学びの機会の充実

取組の方向性

社会の変化に対応しながら、健康で生きがいのある生活を送るためには、私たち一人一人が生涯にわたって自ら学習し、自己実現を図るとともに、他者と連携、協働しながら主体的に社会に参画していくことがこれまで以上に求められており、ますます生涯学習の重要性が高まっています。

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」には、持続可能な開発目標（SDGs）の一つに、「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」が掲げられており、誰一人取り残さない世界の実現に向け、生涯学習が推進されています。

世界トップレベルの長寿社会を迎えている日本においては、これまで、「教育・仕事・老後」という3ステージの単線型の人生モデルが中心でしたが、今後は、人生を通して学び、複数のキャリアを持ち、多様な人生を歩む、いわゆるマルチステージの人生設計が必要と考えられており、誰もが、いつでも、どこでも、人生を通して学ぶことができる機会の充実が求められています。

施策1-1 ライフステージに応じた多様な学習機会の提供

現状と課題

全ての県民が生涯にわたって生き生きと充実した生活を送り、活躍するためには、ライフステージに応じた学びが重要です。

全ての教育の出発点である家庭教育は、家族のふれ合いを通して、子どもが、基本的な生活習慣、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやり、自尊心や自立心、社会的なマナーなどを身に付けていく上で重要な役割を果たしています。しかし、親や家庭を取り巻く状況や子育てを支える環境は大きく変化しており、社会全体で子育てや家庭教育を支援していく取組がますます重要となっています。

また、性や年齢にかかわらず、誰もが多様で柔軟な働き方や生き方が選択できるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進するとともに、学び直しの機会の提供等マルチステージの人生を送るための学習が求められています。

主な取組

① 家庭教育や子育てに関する学習機会の充実

- 全ての子育て家庭を支援するため、子育て中の親子の交流促進や育児相談、子育て及び子育て支援に関する講習等の充実に努めます。
- 家庭教育支援プログラム^{※7}等を活用し、市町、関係機関、団体等と連携しながら、家庭における教育について保護者の学び機会の充実に努めます。

② 男女共同参画を推進する学習機会の充実

- 男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会への理解を深める学習機会の充実に努めます。
- 誰もが働きやすく、性別や働き方にかかわらず活躍できるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進するための学習機会を提供します。

③ 労働者の多様な働き方に対応した学習機会の充実

- 県内の高等教育機関等との連携による「とちぎ県民カレッジ^{※8}」の充実や、様々な大学・企業がオンラインで講座を公開している「JMOOC^{※9}」についての情報提供などにより、「職業上必要な知識・技術」を修得するためのリカレント教育^{※10}を促進します。
- 労働者が参加しやすい講座開設時間等の工夫や時代の変化に対応した学習テーマの設定、ICTの活用など、多様で効果的な学習機会の充実に努めます。



仕事を持つ人々が参加しやすい早朝の時間帯を活用した学習機会（宮の朝活・宇都宮市）

※7 子どもの理解や、子どもへの接し方、親子のコミュニケーション等、子育てに必要な知識やスキルについて、保護者同士が身近なエピソードやワークを通して話し合い交流しながら主体的に学ぶ、参加型のプログラム。「親学習プログラム」、「親学習プログラムアレンジ版」、「思春期版家庭教育支援プログラム」の3種類がある。

※8 県や市町の各施設、高等教育機関等で開催される講座等を、体系的にまとめ、総合的に県民に提供する取組。

※9 オンラインで公開された無料の講座を受講し、修了条件を満たすと修了証が取得できる MOOC (Massive Open Online Courses：大規模公開オンライン講座) という教育サービスの日本版。

※10 職業人を中心とした社会人に対して学校教育の修了後、いったん社会に出た後に行われる教育。

- 企業や公民館等の講座主催者等と連携し、労働者が学習意欲を高め、地域活動のきっかけとなるような学習機会の提供に努めます。

④ 高齢者の活躍につながる学習機会の充実

- 「とちぎ県民カレッジ」や公民館等において高齢者のニーズを捉えた講座等を提供するほか、「栃木県シルバー大学校^{※11}」において体系的な学習機会を提供する等、高齢者の学びの機会の充実を図ります。
- 高齢者の新たなキャリアへの挑戦や自己実現につながる多様な学習活動を支援するとともに、高齢者の職業経験、学習成果等を生かした社会参加の機会の創出を促進します。

※11 地域社会の活性化を促す人材を養成することで、高齢者が健やかで生きがいをもって暮らせる地域社会を築くことを目的に、県内3か所に設置された県の施設。県内在住の原則60歳以上の方が対象。

施策1-2 人権が尊重される共生社会の実現に向けた多様な学習機会の充実

現状と課題

本県では、全ての人々が互いの人権を尊重し、共に生きる社会の実現に向け、人権尊重の精神の涵養^{かんよう}を目的とする教育活動を推進してきましたが、今後も様々な人権問題に対応するため多様な学習機会を通して、人権尊重の理念について理解を深める取組を推進することが重要です。

また、障害者の学習活動の支援については、国の第3期教育振興基本計画で新たに「障害者の生涯学習の推進」が掲げられたことから、障害の特性を踏まえた多様な学習機会の提供等、本県においてもより一層の取組が求められています。

外国人との共生については、平成31(2019)年4月に出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律が施行され、外国人労働者の受入れが拡大されるなど、今後も、国内で暮らす外国人が増加し、地域の一員として活動する機会も増えていくことが予想されることから、外国人が地域コミュニティの一員として受け入れられ、地域において活躍できるよう、互いを尊重し、文化を理解し合う学習等が必要です。

性の多様性については、理解がまだ十分とはいえず、性的少数者への配慮が不足していることから、性的指向等に関する正しい理解を促すような学習が必要です。

共生社会の実現に向け、関係機関等と連携しながら、多様性への理解を促す学習機会の充実を図ることが求められています。

主な取組

① 人権意識を高める学習活動の推進

- 共生社会の実現に向け、市町や関係機関、団体等と連携し、日常生活において人権への配慮が態度や行動につながるよう人権意識を高める学習活動を支援します。
- 学校・家庭・地域がそれぞれの役割を担いながら、いじめを許さない環境づくり、いじめや暴力行為等の解決に向けた取組を推進します。あわせて、人権教育に携わる指導者の養成や資質の向上に努めます。
- 一人一人が自分らしく生きられるよう、性の多様性に関する正しい理解等を促す学習機会の充実を図ります。

② 障害の特性を踏まえた多様な学習機会の提供

- 障害の特性や合理的配慮^{※12}についての学びを通して、障害者や障害に関する理解を促進し、障害者の学習機会の充実にに向けた環境づくりを進めます。
- 障害者が、学校卒業後も含め、生涯を通じて教育や文化、スポーツ等の様々な機会に親しむことができるよう、ICTを活用した学びの機会を提供する等、関係機関等と連携しながら、障害者の生涯学習の推進に努めます。



音楽を通じた障害者の学習支援活動
(助戸公民館・足利市)

③ 外国人との相互理解のための学習機会の提供

- 外国人が地域コミュニティの一員として受け入れられ、地域において活躍できるよう、互いの文化や価値観を理解し合う学習機会の充実を図ります。
- 多文化共生社会の実現に向けて、関係機関や団体等との協力・連携による教育、文化、スポーツ等を通じた様々な交流活動等の取組を促進します。

※12 障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が言語(手話を含む)、点字、拡大文字、筆談等により伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。

施策1-3 子どもや若者が未来を切り拓く力を育む学習の推進

現状と課題

子どもや若者が、将来を予測することが困難な時代を生き抜いていくためには、社会の変化に向き合い、協働して課題を解決し、一人一人が社会の担い手として新たな価値を創造していく力が求められています。そのためには、自分の将来や社会とのつながりを実感できる学習が必要であり、子どもや若者が、自己肯定感や主体性、協調性、積極性等を育めるよう、様々な分野における体験的な活動が重要です。

また、自立に困難を抱える子どもや若者に対しては、関係機関や団体、地域と連携し、体験的な学習等を通じた社会とつながるきっかけづくりや学び直しの機会の提供等、支援をしていくことが求められています。

主な取組

① 子どもや若者が将来を描き、未来を切り拓く力を育む学習機会の充実

- 子ども自身の自己肯定感や主体性、協調性、積極性などを育むため、「とちぎ子どもの未来創造大学」など、様々な分野における体験活動の充実を図り、子どもが将来を描き未来を切り拓く力を育む学習を推進します。
- 「とちぎの高校生じぶん未来学」など、家族等の意義や役割、地域社会について主体的に学ぶ機会の充実を図ります。
- 子どもや若者が、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現する力を育成するため、キャリア教育^{※13}の充実を図ります。



とちぎ子どもの未来創造大学体験講座
(宇都宮大学)



とちぎの高校生「じぶん未来学」プログラム
を活用した授業

② 子どもの読書活動の推進

- 「栃木県子どもの読書活動推進計画」に基づき、全ての子どもが主体的な読書習慣を身に付けられるよう、子どもの発達段階に応じた読書活動の推進に取り組みます。

※13 一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

- 学校・家庭・地域等が連携した読書推進体制の充実に向けて、子どもの読書活動に関する図書館関係者、学校関係者及び読書ボランティア等への積極的な情報提供とネットワーク構築の支援を行います。
- 「ビブリオバトル^{※14}」をはじめ、子ども同士で本をすすめ合う取組等を通じて読書への関心を高めるため、高校生読書活動推進リーダー「読書コンシェルジュ^{※15}」の活動等の充実を図ります。



全国高等学校ビブリオバトル栃木県大会
(表彰式)

③ 若者が地域の課題に向き合う学習機会の充実

- 若者が地域の課題に向き合えるよう学習機会の充実を図るとともに、関係団体等と連携し、課題解決に向けた取組への支援等を行います。
- 高等学校における「地域学」等、学校と地域が連携・協働しながら地域の課題や魅力等について探究する学習の取組を進めます。
- 豊かな自然とのふれあいや様々な人との交流等の体験活動を通し、社会貢献活動への興味関心を高め、積極的に地域づくりに参画する青少年の育成に努めます。

④ 困難を抱える子どもや若者が社会とつながるきっかけづくり等の支援

- 困難を抱える子どもや若者、その家族等が抱える課題に対応し、安心して社会生活を送ることができるよう相談・支援等を行うとともに、こうした課題に関し、県民の理解促進のための講演会や支援者向けの研修会を実施します。
- 困難を抱える子どもや若者が社会とつながるきっかけづくりとなるよう、体験活動や交流を通じた学びの機会の充実を図ります。

※14 ゲーム感覚を取り入れた書評合戦。発表者は制限時間内でおすすめの本を紹介し、各発表後に参加者全員でディスカッションを行う。全ての発表終了後、一番読みたくなった本を参加者の投票で決める取組。

※15 高校生の自主的・自発的な読書活動を推進する読書活動推進リーダー。おすすめ本の選定や読書交流会の企画・運営、学校や地域での読書推進活動等を通じて同世代への働きかけを行う。

基本施策2 学びを高めるつながりづくり

取組の方向性

地域には様々な課題があり、住民の学習ニーズも多様なため、専門的な知識・技術を持つ高等教育機関やNPO、企業等との連携を一層広げることが必要です。そのためには、生涯学習の推進において、各主体がどのような強みを持ち、どのような連携が可能かを把握し、学習活動への参画を促す取組が求められています。

また、地域における人と人とのつながりの希薄化や家族形態の変容など、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中で、地域の教育力の向上を図るためには、学校と地域が連携・協働し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支える取組の充実が求められています。

施策2-1 多様な主体との連携・協働の推進

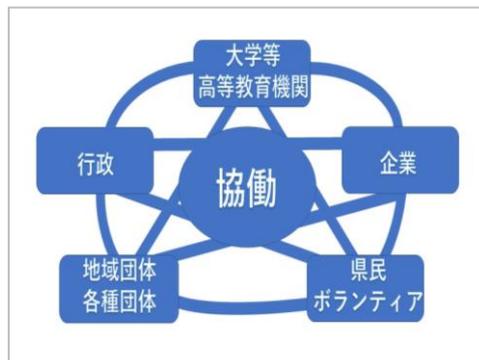
現状と課題

複雑化、多様化する住民ニーズや地域課題に対応していくためには、行政内における関係各部署や社会教育関係団体^{※16}等との連携はもとより、企業や地域の団体、NPO等の各主体が、対等の立場でそれぞれの強みを生かしながら連携・協働し、ネットワークを形成する等のつながりづくりを進めていくことが求められています。

主な取組

① 多様な主体との連携・協働によるネットワークづくりの推進

- 行政、社会教育関係団体、大学等高等教育機関、企業、NPO等の多様な主体との連携・協働によるネットワークづくりを推進するため、協働の意義や手法、取組事例等について広く情報発信を行います。



各主体との協働の取組（イメージ）

※16 法人であるか否かを問わず、公の支配に属しない団体で、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするもの。

② 連携・協働を推進する人材の養成等

- 多様な主体と連携・協働を進めるため、地域の課題や特色に応じた協働を推進する人材の養成や資質の向上等に取り組みます。

施策2-2 学校と地域の連携・協働の推進

現状と課題

子どもの育ちを軸に据えながら、学校と地域の様々な機関や団体等がつながり、住民自らが学習し、地域における当事者としての意識を高め、行動することにより、大人同士の学びも深まっています。そのため、学校と地域との連携・協働を一層進めていくことが重要であり、地域においても、より多くの地域住民等が子どもたちの成長を支える活動に参画するための基盤を整備していくことが求められています。

また、学校と地域の連携・協働の推進に当たっては、地域における様々な主体が関わることから、その中心的な役割を担う、地域の窓口となるコーディネーターの養成や地域連携教員^{※17}の資質向上等が必要です。

主な取組

① 地域とともにある学校づくりへの支援

- 学校・家庭・地域の関係者が目標や課題を共有し、地域の力を生かした学校運営や教育活動を目指す「地域とともにある学校づくり^{※18}」の推進に向けて、体制づくりや研修、活動等への支援を行います。



学校と地域の代表者による目標共有のための熟議

② 地域学校協働活動の推進

- 学校と地域の連携・協働を推進するため、地域学校協働本部^{※19}等の地域における組織体制整備や地域学校協働活動推進員^{※20}等の学校と地域を結ぶ役割を果たすコーディネーターの養成、様々な地域学校協働活動^{※21}の支援等に取り組みます。

※17 学校と地域の連携を推進する窓口となる教員。学校と地域が連携した教育活動を、生涯学習の視点から効果的・効率的に展開することを目的として、平成26(2014)年度から県内全ての公立学校に設置。

※18 地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む学校。平成27(2015)年中央教育審議会の「新しい時代の教育や地方創生の実現にむけた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について(答申)」において推進の必要性が示された。

※19 多くの地域住民、団体等が参画し、それぞれのつながりを持ちながら、地域と学校が目標を共有して行う双方向の「連携・協働」型の活動を行う体制。平成27(2015)年中央教育審議会の答申で提言された。

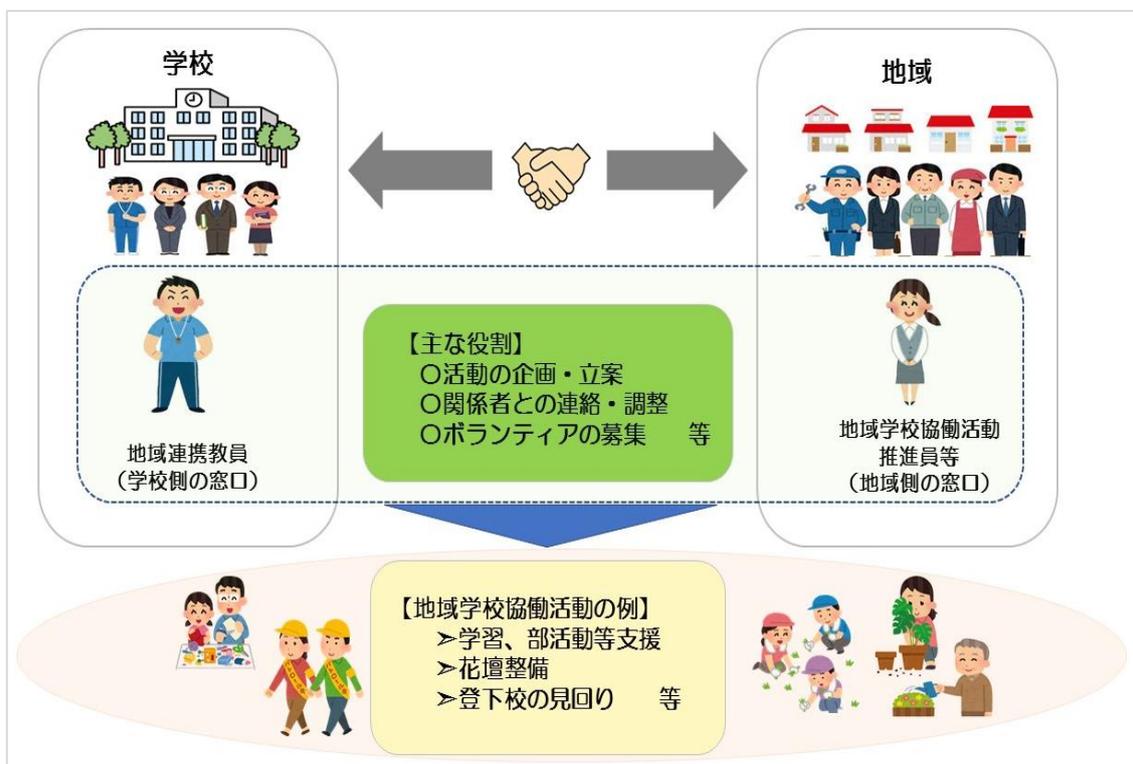
※20 社会教育法第9条の7に基づき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う者。

※21 地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

③ 地域連携教員等への支援の充実

- 学校と地域が連携・協働した教育活動の充実を図るため、社会教育主事有資格者^{※22}や地域連携教員の資質向上のための研修や活動の参考となる情報の提供等に取り組みます。

学校と地域の連携・協働（イメージ）



※22 国が実施する社会教育主事講習を修了し、社会教育主事となる資格をもつ教員。令和2(2020)年度現在、小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校等に1,100名を超える配置がなされている。

基本施策3 学びを生かした地域づくり

取組の方向性

教育基本法には、生涯学習の理念として「その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定されています。

学習成果を生かすことは、地域や社会における自分の生きがいや自己有用感につながり、更なる学習意欲を喚起します。学習成果を地域社会に還元する「学びの循環」による持続可能な社会の構築をめざし、行政の各分野や様々な生涯学習関係機関等が連携・協働し、地域づくりに資する人材の育成及び活動の場の提供等を行うことが求められています。

さらに、住民が主体的に学びや地域の活動へ参画するためには、「楽しさ」、「参加しやすさ」、「やりがい」等に着眼した取組が有効であると考えられ、このような取組を地域で進めることにより、参加者同士が交流し共に活動するきっかけづくりとなることが期待されています。

施策3-1 ふれあいや交流を通じた地域づくりの促進

現状と課題

本県では、平成13(2001)年度から独自の取組として、学校、家庭、地域社会が連携・協力し、交流活動、体験活動、学習活動を通して子どもの生きる力を育むとともに、家庭と地域の教育力の向上を図る「ふれあい学習」を推進してきましたが、子どもの家庭環境や経済状況等は様々であることから、引き続き、この取組を推進していく必要があります。

また、人口減少や少子高齢化、価値観や生活様式の多様化等を背景とする地域の担い手不足や住民同士のつながりの希薄化が、地域コミュニティの活力低下につながると憂慮されていることから、地域の身近な伝統文化や行事、スポーツ等、地域の様々な世代が楽しみながら交流する機会を通し、地域の一員としての意識や地域への愛着を育むとともに、地域づくりへとつなげていくことが重要です。



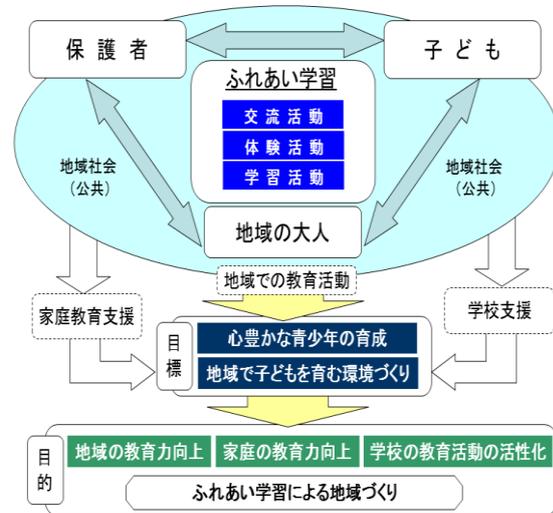
地域ボランティアと児童による「ふれあい学習」活動（フラワーロードの整備）

主な取組

① ふれあい学習の推進

- 学校、公民館、関係機関・団体、企業等と連携しながら、「ふれあい学習」の推進体制の充実を図ります。
- 地域活動者の研修や養成等を行い、活動者の裾野を広げるとともに、市町・関係団体等、様々な地域の教育活動に携わる関係者間のネットワークづくりの支援を行います。

「ふれあい学習」の概念図



② 文化活動を通じた交流と地域づくり

- 地域に伝わる伝統文化や行事等への参加・参画を促し、地域の様々な世代が交流する機会の創出を支援します。
- 豊かな人間性と地域への愛着等を育むため、地域の人材等を生かした伝統芸能や文化芸術等の鑑賞、体験を通して、子どもたちが様々な文化芸術に触れ、交流する機会の充実を図ります。

③ スポーツ活動を通じた交流と地域づくり

- 総合型地域スポーツクラブ^{※23}の育成等、県民がいつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しめる環境づくりを進め、スポーツ活動を通じた県民同士の交流を促進します。
- 県民一人一人がスポーツに親しみ、個々の目的に応じて体力維持や健康の増進、競技力の向上等を図りながら、気軽にスポーツを楽しめる機会の充実をめめます。
- 県民総参加による「いちご一会とちぎ国体^{※24}・とちぎ大会^{※25}」を開催し、大会の感動や県内各地で開催された競技種目、整備された施設等をレガシーとして地域スポーツを推進し、未来の人づくり、地域づくりにつなげていきます。

※23 人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子供から高齢者まで(多世代)、様々なスポーツを愛好する人々が(多目的)、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。
 ※24 昭和55(1980)年の第35回国民体育大会(栃の葉国体)以来、42年ぶりとなる令和4(2022)年に栃木県で開催される第77回国民体育大会。
 ※25 国内最大の障害者スポーツの祭典であり、栃木県では令和4(2022)年に初めて開催される第22回全国障害者スポーツ大会。

施策3-2 学びの成果を生かす取組の推進

現状と課題

近時、地域住民が地域コミュニティの望ましい姿の実現に向け、解決すべき地域課題とその対応について学習し、その成果を実践につなげる地域課題解決学習の推進が求められています。このような学習を通じて、地域住民の当事者意識が醸成され、地域社会の一員である自覚が生まれることが期待されています。

各市町においては、地域課題を題材にした学習機会の提供は行われているものの、地域住民の意識が課題解決に十分に向かっているとは必ずしも言えない状況にあります。今後、地域の課題は一層多様化・複雑化することが予想されることから、社会の変化に対応した学習機会の提供を通して、その解決に向け住民の参画を促す取組が求められています。

主な取組

① 主体的に地域で活動する人材の育成

- 地域づくりの要となるコーディネーターの養成や資質向上に努めるとともに、効果的に活動できるよう情報提供等を行います。
- 中、高校生等のボランティア活動への参画を促すため、自然体験活動や交流等を通して、社会貢献活動への興味・関心を高め、積極的に地域づくりに参画する青少年の育成を図ります。
- 高等学校の段階から地域や企業等と連携・協働し、地域課題の解決等の活動を通して、ふるさと「とちぎ」への理解と郷土愛を深め、将来の「とちぎ」を支える人材の育成を推進します。

② 地域課題等の解決に関する取組の促進

- 「地域課題解決型学習プログラム※26」等を活用し、地域住民が協働して地域課題の解決に向けて行う取組を支援します。
- 市町や関係機関、団体等と連携し、地域住民が学習成果を生かして活動できる機会の創出を促進するとともに、「とちぎレインボーネット※27」等による情報発信等を行います。



地域課題解決型学習プログラム
(地域元気プログラム)

※26 住民同士が話し合いや交流を通して地域課題解決について主体的に学ぶ、参加型の学習プログラム。

※27 インターネットを通じて県民一人一人が自分に最も適した学習機会を選択できるように、学習に関する様々な情報をデータベース化した生涯学習情報提供システムのこと。

□ 生涯学習推進の基盤づくり

取組の方向性

本計画に掲げる目指す県民像の実現に向け、本県の生涯学習を推進するための3つの基本施策を効果的に展開するためには、共通の基盤を整備し、様々な分野における取組を総合的かつ効率的に推進していくことが必要です。

また、これまで「とちぎレインボーネット」等の生涯学習情報提供システムを活用し、学習成果の活用機会や学習方法等に関する情報発信を行ってきましたが、県民の多様な相談・学習ニーズに応えられるよう、情報発信・相談体制の更なる充実が求められています。

学習機会の提供においては、学習者の学習ニーズを的確に捉えることはもちろん、その実施方法について、Society5.0の実現に向けた未来技術の活用等、時代の変化等に対応した効果的な展開が求められています。

さらに、学びの成果の活用や地域課題の解決に向けた多様な主体との連携・協働の推進において重要な役割を担うコーディネーター等の人材の養成、生涯学習活動の中核的な場となる生涯学習関連施設の機能等の充実に努め、県民の利用促進、関係機関及び団体等との連携・協働の推進を図る必要があります。

■ 施策1 県民の学びを支える環境づくり

現状と課題

県民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通して自由に学んでいくためには、あらゆる機会に、あらゆる場所で学習することができる環境を整えていくことが重要です。

生涯学習の分野は多岐にわたることから、県では平成3(1991)年6月に県生涯学習推進本部を設置し、部局横断的に本県生涯学習の推進に努めるとともに、市町との連携や高等教育機関、企業、団体等との連携・協働による取組を進めてきました。

社会経済情勢が急速に変化する中で、多様化・複雑化した生涯学習に関する課題に的確に対応するため、生涯学習に係る部局間の共通理解を深め、より効果的・効率的な施策の展開を図ることが必要です。

主な取組

① 全庁的な生涯学習の推進

- 県生涯学習推進本部において、庁内各課室等が取り組む生涯学習に関する各施策を総合的に推進します。

② 市町や関係団体との連携強化

- 本県の生涯学習を一層推進するため市町との連携はもとより、関係機関や団体等との連携強化を図り、県民の生涯学習活動等の支援に努めます。

■施策2 新たなライフスタイルに対応した生涯学習の環境づくり

現状と課題

県ではこれまで、「とちぎレインボーネット」等による県内の生涯学習に関する講座情報、ボランティアや体験活動に関する情報等を一元的に提供してきましたが、変化の激しい時代においては、県民の学習ニーズを的確に捉えた学習情報、学びの成果を生かす活動機会や仲間づくり等、県民の学びの循環を促す質の高い情報の提供が求められています。

また、新型コロナウイルス感染症を契機とした「新しい生活様式」に対応する学習機会の提供が求められています。これまでの対面式の講座提供に加え、Society5.0の実現に向けた未来技術を活用したオンライン講座の実施等、ICTの活用により、誰もが、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができるよう、県民の生涯学習を促進する環境づくりが必要です。

主な取組

① 多様なライフスタイルに対応した情報提供や相談体制の充実

- 「とちぎレインボーネット」等において、県民ニーズに対応した生涯学習関連情報の提供を一元的に行います。
- 学習成果を生かす方法や機会など学習者のニーズに応じ、学んだ成果を生かし、学びの循環を促す相談の充実を図るため、関係機関・団体等との連携等に努めます。

② ICTを活用した生涯学習機会の提供

- 新型コロナウイルス感染症を契機とした「新しい生活様式」に対応するとともに、障害者や高齢者等の学びの機会を拡大するため、市町や関係団体等との連携等により、これまでの対面式の講座提供に加え、ICTを活用したオンライン講座の実施等、新たな学習機会の提供に努めます。
- インターネットによる講座動画の配信等、誰もが、いつでも学べる環境づくりを推進します。



ICT を活用した学習機会

■施策3 生涯学習を推進するコーディネート機能の充実

現状と課題

生涯学習活動を推進するためには、学習機会の提供や学びへのきっかけづくり、多様な機関との連携・協働等を行うコーディネーターの存在が重要です。

特に、社会教育主事^{※28}は、社会教育行政の中核として、これまでも地域住民の自発的な学習活動を促進してきましたが、今後は、学びの成果を地域づくりの実践につなげる学習活動を支援する「学びのオーガナイザー^{※29}」としての役割も担うことが期待されており、社会教育に携わる多様な主体との連携を図りながら、効果的な学習活動を支援していくことが求められています。

また、地域の教育力を生かし、地域全体で子どもを育むためには、学校と地域の連携・協働を推進することが重要であり、コーディネート機能の更なる充実が求められています。本県では、学校の教育活動や放課後の学習活動等を支援する地域コーディネーター^{※30}の養成を計画的に行い、学校と地域の連携・協働活動の推進に努めてきましたが、市町における地域コーディネーターの設置については差異があることから、今後も継続的で円滑な地域学校協働活動が推進されるよう、学校と地域をつなぐ人材の養成に一層努めていくことが必要です。

主な取組

① 行政機関や学校におけるコーディネート機能の充実

- 学びの成果を地域づくりの実践につなげる学習活動を支援する「学びのオーガナイザー」としての役割が期待される社会教育主事について、その養成や資質の向上等に取り組めます。
- 学校と地域が連携した教育活動を生涯学習の視点から効果的・効率的に展開する役割を担う地域連携教員について、その資質向上等に取り組み、活動の充実を図ります。

※28 教育委員会の発令を受けて、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を行う専門的教育職員。なお、令和2(2020)年度以降に社会教育法第9条の5に規定する社会教育主事講習等規定に基づく所定の単位を修得した者は「社会教育士」と称することができ、教育委員会だけではなく首長部局、企業、NPO等の社会教育に携わる多様な主体の中で、人づくりや地域づくりを担うことが期待されている。

※29 住民の中に入り込み、住民やNPO、大学、企業等の様々な主体を結び付け、地域の資源や各主体が有する強みを活かしながら、地域課題に応じて「学び」や「実践」の場をアレンジすることにより地域課題を「学び」に練り上げ、課題解決につなげていく人材。(平成29(2017)年「学びを通じた地域づくりの推進に関する調査研究協力者会議」の「人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築に向けて 論点の整理」より。)

※30 学校と地域が連携して行う様々な活動や人々をつなぐ役割を果たす者。地域や学校の情報収集、関係者等のつながりづくり、連携活動に関する計画等の作成、地域や学校への情報発信などを行う。

② 地域におけるコーディネーターや指導者の養成

- 学校・家庭・地域の連携・協働を推進するため、地域のコーディネーターとしての役割を果たす生涯学習関係指導者、家庭教育の推進役を担う人材、各社会教育関係団体の中核を担う人材の育成が重要であることから、生涯学習関係指導者の養成や研修等による更なる資質の向上に努めます。
- 地域における家庭教育支援の中心的な役割の担い手として、「家庭教育オピニオンリーダー^{※33}」を養成します。

※33 県が行う「家庭教育オピニオンリーダー研修」の修了者。地域社会の中で家庭教育について自主的、主体的な学習や相談活動の実施等、地域に根ざした家庭教育に関する支援・援助を行う指導者としての役割が期待される。

■施策4 生涯学習関連施設の機能充実

現状と課題

県民の生涯学習を支援し、多様な学習機会の充実を図るためには、地域の学びの拠点である公民館や図書館、博物館、青少年教育施設等の社会教育施設の機能を強化していくことが求められています。そのためには、地域や社会のニーズを的確に把握するとともに、市町施設との役割分担等を踏まえた上で、各施設の特性を十分に生かした取組が求められています。

さらに今後は、個々の学習活動の支援だけでなく、地域活性化やまちづくり、地域防災の拠点としての役割も期待されており、地域と連携した取組をより一層推進していくことが必要です。

主な取組

① 生涯学習関連施設の機能充実

- 県立の図書館、博物館、美術館、青少年教育施設等、社会教育関係施設をはじめ、総合運動公園や総合文化センター等のスポーツ・文化施設等は、県民の生涯学習活動の拠点であることから、各施設の機能を強化し、学習機会の充実を図るとともに、県民が学んだ成果を生かして交流する場となるよう努めます。
- 県民に学習機会の総合的な提供が行われるよう、県の生涯学習関連施設間の連携はもとより、公民館をはじめとする市町の生涯学習関連施設との連携を推進し、魅力ある学習機会の提供やネットワークの充実に努めます。

② 新青少年教育施設の整備等

- みかも山公園内にPFI方式^{※34}で整備・運営する新青少年教育施設について、関係機関との調整等を図りながら、令和6(2024)年4月の開所に向け、着実に取組を進めます。
- 県立美術館、図書館等に係る将来構想の策定について、関係部局とともに取り組めます。



みかも山公園内にPFI方式で整備・運営する新青少年教育施設（令和6(2024)年4月開所予定）

※34 民間資金等活用事業(Private Finance Initiative)。公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、同一水準のサービスをより安く、又は、同一価格でより上質のサービスを提供する手法。

■ 推進指標

指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)	所管課
基本施策1 生涯にわたる学びの機会の充実			
施策1-1 ライフステージに応じた多様な学習機会の提供			
家庭教育支援者養成数	44人	200人 (累計)	生涯学習課
「とちぎ県民カレッジ」年間受講者数	74,229人	420,000人 (累計)	生涯学習課
施策1-2 人権が尊重される共生社会の実現に向けた多様な学習機会の充実			
人権教育指導者(一般研修)参加者数	1,933人	9,500人 (累計)	生涯学習課
施策1-3 子どもや若者が未来を切り拓く力を育む学習の推進			
1か月に1冊も本(まんが・雑誌を除く。)を読まない児童生徒の割合〔不読率〕	小:7.4% 中:16.1% 高:49.9%	小:5%以下 中:14%以下 高:40%以下	生涯学習課
地域と連携協働した学習を実施している県立高校の数	37校	68校 (全県立高校)	高校教育課
基本施策2 学びを高めるつながりづくり			
施策2-1 多様な主体との連携・協働の推進			
県と企業・NPO法人・ボランティア団体等との協働取組数	2,503件	4,433件	県民文化課
施策2-2 学校と地域の連携・協働の推進			
小・中・義務教育学校における地域学校協働本部カバー率(※) (※地域学校協働本部を設置している学校の割合。一つの本部が複数の学校を包含している場合がある。)	65% (R2)	80%	生涯学習課
基本施策3 学びを生かした地域づくり			
施策3-1 ふれあいや交流を通じた地域づくりの促進			
「ふれあい学習ネットワーク」への参加者数	879人	4,500人 (累計)	生涯学習課
施策3-2 学びの成果を生かす取組の推進			
「親学習プログラム」を活用した講座のうち、指導者養成研修の修了者がファシリテーターを務めた講座の割合	83.6%	毎年80% を超える	生涯学習課
生涯学習推進の基盤づくり			
施策1 県民の学びを支える環境づくり			
教育事務所等が実施した出前講座数	264講座	1,000講座 (累計)	生涯学習課
施策2 新たなライフスタイルに対応した生涯学習の環境づくり			
市町におけるICTを活用して実施した講座数	11講座	165講座 (累計)	生涯学習課
施策3 生涯学習を推進するコーディネート機能の充実			
「地域学校協働活動推進員」養成研修の修了者数	23人 (R2見込み数)	125人 (累計)	生涯学習課
施策4 生涯学習関連施設の機能充実			
青少年教育施設利用者数 (芳賀青年の家、太平少年自然の家、とちぎ海浜自然の家、なす高原自然の家、みかも山新青少年教育施設(仮称))	123,503人	674,000人 (累計)	生涯学習課

※「目標値」欄の(累計)は、令和3(2021)年度から5年間の計画期間における累計

【参考資料】

栃木県生涯学習推進計画（六期計画）策定経過

- H30(2018). 8月 県教育委員会から第13期栃木県生涯学習審議会に諮問(8/30)
・諮問事項「今後予想される社会の変化に対応した多様な学習活動の推進方策について」
- H31(2019). 1月 第13期栃木県生涯学習審議会（1/31）
・今後求められる学習活動を推進するための支援方策について
- R1 (2019). 7月 第13期栃木県生涯学習審議会（7/31）
・「今後予想される社会の変化に対応した多様な学習活動の推進方策について（答申）」骨子案について
- R1 (2019). 9月 第13期栃木県生涯学習審議会第1回答申起草部会（9/25）
- R1 (2019). 11月 第13期栃木県生涯学習審議会第2回答申起草部会（11/27）
- R2 (2020). 1月 第13期栃木県生涯学習審議会（1/23）
・「今後予想される社会の変化に対応した多様な学習活動の推進方策について（答申）」案について
- R2 (2020). 3月 答申（3/5）
- R2 (2020). 10月 第13期栃木県生涯学習審議会（10/16）
・栃木県生涯学習推進計画(六期計画)～とちぎ学び輝きプラン～(素案)について（意見聴取）
- R2 (2020). 11月 パブリック・コメント（11/27～12/26）
- R3 (2021). 3月 栃木県生涯学習推進計画（六期計画）公表

第13期生涯学習審議会委員

任期：平成30(2018)年7月11日～令和3(2021)年7月10日

	委員氏名	職業・役職等	備考
	小森 健久	(公財) うつのみや文化創造財団事務局長 宇都宮市文化会館館長	R2.8.12～
	草野 英二	(一社) 栃木県医師会常任理事	R2.8.12～
	塩澤 好和	(公財) 栃木県スポーツ協会参事兼武道館長	R2.8.12～
	石川 尚子	(一社) 栃木県専修学校各種学校連合会理事	
	大嶋 一生	日光市長	
	加藤 公博	高根沢町長	
	早川 桂子	栃木県議会議員	R2.8.12～
	佐藤 義美	栃木市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課長	R元.7.5～
	風間 教司	(有) 風間総合サービス代表取締役	
	生井 泉	日光公民館社会教育指導員	
	川井 正枝	栃木県女性団体連絡協議会事務局長	
	富田 哲夫	(福) とちぎ健康福祉協会理事長	R元.7.5～
副会長	伊吹 桂子	栃木県家庭教育オピニオンリーダー連合会会長	
	浪花 なをみ	宇都宮市立国本西小学校長	
	狩野 琢哉	(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構栃木支部長 兼栃木職業能力開発促進センター所長	R2.8.12～
	内藤 靖	(公社) 栃木県経済同友会幹事	
会長	中村 祐司	宇都宮大学地域デザイン科学部教授	
	和田 佐英子	宇都宮共和大学シティライフ学部教授	
	竹内 律	公募委員 (宇都宮市生涯学習センター運営審議会副委員長)	
	宮地 ゆみ	公募委員 (日光市安良沢小学校コーディネーター)	
	鈴木 厚	(公財) うつのみや文化創造財団事務局長 宇都宮市文化会館館長	H30.7.11～R2.8.11
	浅井 秀実	(一社) 栃木県医師会常任理事	H30.7.11～R2.8.11
	橋本 健一	(公財) 栃木県体育協会参事	H30.7.11～R2.8.11
	平池 紘士	栃木県議会議員	R元.7.5～R2.8.11
	石崎 智久	(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構栃木支部長 兼栃木職業能力開発促進センター所長	H30.7.11～R2.8.11
	横松 盛人	栃木県議会議員	H30.7.11～R元.7.4
	大橋 嘉孝	栃木市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課長	H30.7.11～R元.7.4
	和田 裕二	(福) とちぎ健康福祉協会理事長	H30.7.11～R元.7.4

(敬称略、役職は委員就任時)

○栃木県生涯学習審議会条例

平成四年三月三十日

栃木県条例第六号

(設置)

第一条 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成二年法律第七十一号)第十条第一項の規定に基づき、栃木県生涯学習審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が教育委員会の意見を聴いて任命する。

(任期)

第三条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に会長及び副会長一人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集及び議事)

第五条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(雑則)

第六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附 則(平成三〇年条例第一〇号)抄

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

編集・発行／栃木県
〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1-1-20 教育委員会事務局生涯学習課
TEL 028(623)3408 FAX 028(623)3406
E-mail syougai-gakusyuu@pref.tochigi.lg.jp



生涯学習のイメージキャラクター
「マナビィ」